

指定介護保険サービス事業者等の行政処分について

姫路市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び同法第115条の9第1項の規定に基づき、下記のとおり指定介護保険サービス事業者の指定の取消しを行った。

記

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名称	株式会社アイ・ティー・スリー
所在地	姫路市栗山町149番地
代表者	代表取締役 前泉 絹代

(2) 事業所の概要

名称	ひめじほほえみ訪問看護ステーション
所在地	姫路市栗山町149番地
サービスの種類	訪問看護、介護予防訪問看護
指定年月日	平成20年5月1日

2 処分について

(1) 処分内容

処分年月日	令和6年8月1日
処分内容	指定の取消し
取消年月日	令和6年9月1日

(2) 処分の理由

ア 訪問看護

(ア) 不正請求【法第77条第1項第6号該当】

<不正内容> 対象事業所は、令和4年7月及び同年8月において、従業者が勤務していないにもかかわらず、当該従業者が訪問看護サービスを提供したとしてサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求した。

また、対象事業所は、令和4年3月から令和5年2月までの間、一人の従業者が同日同時間帯に複数の利用者に対して、訪問看護サービスを提供したとしてサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求した。

さらに、対象事業所は、令和4年1月から令和5年3月までの間、一人の従業者が異なる居宅に居住する複数の利用者に対して訪問看護サービスを提供したものについて、居宅間の移動に要した時間がなく連続して訪問看護サービスを提供した又は居宅間の移動に要する一般的な時間より短時間で移動し、訪問看護サービスを提供したとしてサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求した。

イ 介護予防訪問看護

(ア) 不正請求【法第115条の9第1項第6号該当】

<不正内容> 対象事業所は、令和4年3月から同年11月までの間、一人の従業者が同日同時間帯に複数の利用者に対して、介護予防訪問看護サービスを提供したとしてサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求した。

また、対象事業所は、令和4年2月から令和5年1月までの間、一人の従業者が異なる居宅に居住する複数の利用者に対して介護予防訪問看護サービスを提供したものについて、居宅間の移動に要した時間がなく連続して介護予防訪問看護サービスを提供した又は居宅間の移動に要する一般的な時間より短時間で移動し、介護予防訪問看護サービスを提供したとしてサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求した。

3 経済上の措置

上記2(2)ア及びイに記載の不正請求について、法第22条第3項に規定する40%の加算金を加えた額(3,142,410円)を徴収する。

4 利用者の保護

対象事業所は、令和6年8月1日から事業を休止しており、現在利用者はいない。